

平成28年9月議会 一般質問

民進党・府民クラブ府議会議員団の堤じゅん太です。通告に従いまして質問致します。

今回の質問は、

京都府子どもの貧困対策推進計画について

潜在的な待機児童の解消について

具体的な展開に関して伺います。

理事者の皆様におかれましては簡潔かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

※上記大項目において、分割での質問とします。

京都府子どもの貧困対策推進計画について

我が国においても、所得の二極化が社会問題としてここ数年の間に大きく取り上げられてきました。所得が二極化することにより、結婚や子どもを持つことを見送らなければならなくなってしまうたり、あるいは貧困に起因して十分な教育を受けることが出来ない事から貧困が更にその子ども世代に連鎖してしまうことが憂慮されています。

この問題に対して、国に於いても平成26年に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行され、同8月には子供の貧困対策に関する大綱が、子どもの貧困に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた重点施策等として取りまとめられました。

我が京都府に於いても国の指針を受けて、昨年3月に京都府子どもの貧困対策推進計画を策定して、全ての子供が生まれ育つ環境に左右されることなく将来に夢や希望を持って成長していくことのできる社会実現に向けた総合的な取り組みを推進しようとしているところであります。

京都府子どもの貧困対策推進計画の策定にあたっては、たくさんの先輩議員からそれぞれの立場、考えのもとからの議論がなされました。また、今年2月にも民進党・京都府民クラブ府議会議員団の北岡議員からも、ひとり親家庭、特に父子家庭支援の課題について質問が行われました。

今回、私からは特に子どもの育ちの観点に立った、家庭における子どもと接する時間とワークライフバランスの課題についてお伺いしたいと思います。

次世代に貧困を連鎖させないためには、子どもたちに対する十分な経済的支援と共に教育を受けることのできる機会を提供することが重要であることは、議員諸兄の皆様も意見を同じくするところであると信じます。これらの問題を解決するために、本府では私立校高等学校あんしん修学支援事業など全国トップレベルの支援を実施してきました。

しかし、常々議論となるところは、教育を担う主体となるところは学校であるのか、あるいは家庭にあるのかという点です。この点に関して、私は教育の根幹をなすところはやはり家庭にあると考えています。確かに、学力の向上という観点からは学校が担う役割が大きいことは事実ですが、学力を上乘せするための素地となる、基本的な生活習慣や社会教育の部分は、公教育であっても十分なものを提供するには難しいものがあります。この点は、本府の子どもの貧困対策推進計画に於いても、例えば非行の大きな要因は家庭の養育力の低下が背景の一つであるとの指摘があります。

では一方で、家庭に於いて基本的な生活習慣や社会教育を施すことが出来るための十分な時間を、保護者が確保できるような社会環境にあるのかという事が問題になります。この問題に対して、最近では「時間の貧困」という問題が提起されるようになりました。世帯の所得が低下していることから、共働きをせざるを得ない。ひとり親家庭で所得を確保するために、子どもが起きる前に出勤して遅い時間に帰宅するので、子どもが日中何をしているのか十分に把握できない。このような事例も多々あります。

そこで、まずは知事に

1. 家族や家庭の時間が子どもの育ちに与える影響に関して、どのようなご所見をお持ちかお伺いいたします。

この子どもの育ちの観点に於ける、子どもと家族が接する時間の確保には、国としても大きな関心を寄せています。国が策定した子供の貧困対策に関する大綱に於いては、子供

の貧困対策に関する基本的な方針の7番目に「保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。」と明記されています。家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められる、としています。

一方、本府が策定した京都府子どもの貧困対策推進計画に於いては、保護者の就労支援や、子供たちの就学等に関する経済的な支援については手厚く記載が盛り込まれているものの、子どもと家族との時間の確保に関する記載はどこにもありません。

そこで次にお伺いしたいのは、

2. なぜ本府が策定した京都府子どもの貧困対策推進計画に於いて、家庭で家族が接する時間の確保の観点に記載されていないのか、について教えてください。別の文言で補足しているのであれば、その旨を教えてください。

この項最後に、改めてワークライフバランスの問題に関してお伺いしたいと思います。これまでは、子どもの育ちの切り口から保護者の就労と時間の確保について質問を致しました。子育ての期間は、次世代育成のための重要な期間ですが、個人からすると人生の一部の期間もあります。親の介護に必要な時間や、家庭・家族を作るために必要な時間、府民が充実した生活を送るための仕事と生活のバランスに関して、

3. 今後本府としてどのようにあってほしいか、そのためにどのような支援・施策を実施していこうとお考えか、方針をお聞かせください。

潜在的な待機児童の解消について

京都府に於ける国が定める基準での待機児童数は今年4月1日現在で、64人となり昨年と比較して大きく増加した結果となってしまいました。今年之初めに「保育園落ちたの私だ」のブログで、保育所へ入所できない問題への関心が大きく高まった直後であるだけに大変残念な結果であると感じます。

府内の自治体が国の基準に従って厚生労働省に報告した待機児童64人の内訳は、長岡京市が46人、亀岡市が12人、向日市が6人となっており、特定の自治体に偏った結果となっています。しかしこの結果は、この3自治体が待機児童の解消に向けた取り組みに関心が薄かった事に起因するものではありません。例えば、長岡京市に於いては既存の保育所の定員増や民間保育所の建設に積極的に取り組み、定員は10年前と比較して約1.3倍も受け入れ数を増やし、現在入所者数を1,544人まで増やす積極的な努力を積み重ねてきました。

一方で、国の基準による待機児童数を3年連続でゼロを達成した京都市に於いては、国の基準に当てはまらない潜在的な待機児童数を調査した結果では、今年4月現在で少なくとも492人となっており、これは昨年の潜在的な待機児童数の調査よりも増加している結果となっています。

このように待機児童を巡る調査に関して結果に大きな差が出るのは、待機児童数の算出時に自治体の判断によって、待機児童から除外しても良いとされる児童数が設けられていることによります。現在、待機児童数の計測にあたっては認可保育所や認定こども園等への総申し込み児童数から、それらの施設を実際に利用している児童数を差し引き、さらに自治体の判断により除外しても良い児童数を差し引いて待機児童の数を算出しています。この自治体の判断により除外しても良い児童の数には、認証保育所や認可を受けない保育ママなど自治体単独事業の認可外利用者、認可化移支援を受ける認可外の利用者、幼稚園の長時間預かり保育の利用者、求職中の内求職活動を休止している者、保護者の私的な理由により待機している者、育児休業中の者が挙げられています。これら除外しても良いとされる基準によって、例えば「保育所に入所できずに、育休を延長せざるを得なかった」という場合も待機児童に含まれないことになってしまいます。

子ども子育て支援法に基づく基本方針では、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で必要な保育を整備するよう指針が示されていますが、これでは実態とかけ離れた状態把握に陥ってしまうのではないのでしょうか。

もちろん、待機児童の算出の定義は国の通知に基づくものであり、また、算出に当たっては基礎自治体の判断によるもので、本府として関与できる部分が少ないというもどかしい課題に直面していることは十分に理解するところであります。しかし、女性が輝く京都府づくりを掲げる本府としては、現状に即した待機児童の把握に基づいてこの問題を解決することで、女性が益々地域社会や、経済の現場で活躍出来るよう応援する必要があるのではないのでしょうか。

そこでまずお伺いしたいことは、

1. 府内に於ける潜在的なニーズの実態はどの様に把握していらっしゃるのでしょうか。また、本府としてその状況をどのように捉え、どのように対処しようとお考えなのかご所見をお伺いいたします。

本府としてもこれまで待機児童の解消に向けて、保育所や小規模施設の整備、保育士の確保など様々な助成を行って参りました。府のこうした支援に関して、私は、特に待機児童が発生している自治体に対してさらに手厚く支援する必要があるかと考えます。これにより現在待機児童が発生している自治体の問題解決が進むと共に、現在国基準による待機児童が発生していないが潜在的な待機児童を抱える自治体に対しても、その解決に向けた取り組みが促進され、本府の子育て支援・女性が輝く京都府づくりの進捗に寄与することが期待されます。

そこで2点目の質問として、

2. こうした潜在的なものも含む待機児童が多く発生している市町村を中心に対策を強化する必要があるかと考えますが、ご所見をお伺い致します。